

平成30年10月 白杵市農業委員会定例総会議事録

平成30年10月4日（木）午前9時30分より白杵市役所野津庁舎（3階）議事場において会長が10月定例総会を招集した。

本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員 2番 堀 京子 委員 4番 藤嶋 祐美 委員 5番 平山 勝丈 委員

6番 佐藤 幸子 委員 7番 柳井 博之 委員 8番 城野 幸司 委員

9番 陶山 秀明 委員 10番 小橋 勇二 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

3番 内藤 康弘 委員

農業委員会事務局職員

長野 政元 次長 首藤 英二 副主幹 酒井 俊光 副主幹

付議議案

議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 44 号 非農地証明願いについて

議案第 45 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 46 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

次 長 開会の言葉を小橋副会長が申し上げます。

副会長 おはようございます。何かと「台風、台風、で忙しいときに10月定例総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまより総会を開催致します。よろしくお願い致します。

次 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。

議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議事の進行をさせていただきます。

まず最初に、委員の定足数を次長が報告致します。

次 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は内藤 康弘委員が欠席となっており、出席委員は11名となります。

よって、白杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議 長 それでは、議席番号 10 番 小橋 勇二委員と、議席番号 11 番 中野 定重委員に議事録署名をお願い致します。

ただいまから議案審議に入ります。

議 長 議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

首 藤 1 ページをご覧ください。

副主幹 議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を
移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成 30 年 10 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

2 ページをご覧ください。

番号 1、畑 2 筆 合計 241 m² を、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は、2 種農地となっております。

番号 2、田 302 m² を、駐車場用地として利用するものです。農地の区分は、3 種農地となっております。

番号 3、畑 23 m² を、一般住宅用地の拡張をするものです。農地の区分は、3 種農地となっております。

以上、5 条申請 3 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください。ただし、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5 条申請 3 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、委員さんより報告をお願い致します。

柳 井 私、柳井より、9月26日に実施しました議案第43号 農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。

委 員 チェックリストと合わせて報告します。

番号1、畑を所有権移転により取得し、一般住宅用地として利用するものです。

申請地は2筆の畑で、昭和33年ごろに住宅を建築しており、この件について、始末書も提出されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2、畑を所有権移転により取得し、駐車場用地として利用するものです。

申請地は1筆の田で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3、畑を所有権移転により取得し、一般住宅用地として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、平成27年に住宅を増築することで、すでに使用されており、この件については始末書も提出されております。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類はそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請3件について調査報告となります。委員の皆様の慎重な審議をよろしくお願い致します。以上です。

議 長 続きますして、推進委員さんから報告をお願い致します。番号1番、第5地区の安東さんからお願いします。

安 東 第5地区大野の推進委員 安東です。9月26日に農業委員さんと事務局の方と現地調査を行いました。特に問題はありませんでした。

委 員

議 長 続きますして、番号 2 番、第 2 地区の峰さんお願いします。

峰 第 2 地区の峰静生でございます。先月 26 日に、調査委員 2 名と事務局の 2 名と私で、現地調査を行いました。現地には問題はありませんでし

委 員 たので報告致します。

議 長 番号 3 番、第 1 地区の玉田さんお願いします。

玉 田 第 1 地区の玉田美根夫です。5 条申請、番号 3 の案件につきまして、9 月 26 日に、農業委員さんと事務局の方で現地調査を行っております。特に

委 員 問題はございませんでした。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」－

議 長 全員挙手によりご異議なしと認めます。よって議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定を致しました。

次に、議案第 44 号 非農地証明願いについて、事務局より説明及び報告をお願い致します。

首 藤 4 ページです。

副主幹 議案第 44 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

平成 30 年 10 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

首 藤 5 ページをご覧ください。

副主幹 番号 1、田 148 m² の土地については、長い間耕作されず非農地化した土地です。

番号 2、畑 16 m² の土地については、長い間耕作されず非農地化した土地です。

番号 3、畑 23 m² の土地については、20 年頃建築された住宅の用地として利用されている土地です。

チェックリストと合わせて報告致します。

番号 1 については、森林原野化し復元が困難な土地に該当し、要件のア～オまですべての要件を満たしています。

番号 2 について、同じく森林原野化し復元が困難な土地に該当し、要件のア～オまですべての要件を満たしています。

番号 3 については、④の農地法施行日（昭和 27 年 7 月 15 日）以前に転用された土地であることに該当します。

以上、非農地証明願い 3 件について提案及び報告を申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 44 号 非農地証明願いについて採決を行います。

本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号 非農地証明願いについては原案どおり承認することに決定を致しました。

議長 次に議案第 45 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

首藤 7 ページです。

副主幹 議案第 45 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

平成 30 年 10 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 9 号） 「平成 30 年 10 月 4 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成 30 年 9 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。

主なものについてご説明いたします。

中段に利用権設定の合計面積と筆数を掲載しております。新規、再設定の合計で申し上げます。

畑については、24,738 m²、20 筆です。

合計面積も、24,738 m²、20筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が9人に対しまして、借り手は2人となります。2ページ以降については、白杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。

以上、簡単ではございますが、平成30年10月4日公告予定の農用地利用集積計画（第9号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第45号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号 農用地利用集積計画の決定については原案どおり承認することに決定致しました。

議 長 次に議案第 46 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願い致します。

首 藤 議案第 46 号 農用地利用配分計画案 平成 30 年 10 月 白杵市。

別冊の農用地利用配分計画案でご説明します。

1 ページをご覧ください。

畑 4 筆 合計 1,584 m²を配分するものです。

賃料は、地権者との合意に基づき、10a 当たり 10,000 円となっております。

続いて 3 ページをご覧ください。

畑 10筆 合計14,778㎡を配分するものです。

賃料は、地権者との合意に基づき、10a 当たり 10,000 円となっています。

続いて5 ページです。

畑 5筆 合計6,990㎡を配分するものです。

賃料は、地権者との合意に基づき、10a 当たり 20,000 円となっております。

6 ページをご覧ください。

畑 1筆 1,386㎡を配分するものです。

賃料は、地権者との合意に基づき、10a 当たり 26,000 円となっております。

以上の配分計画についてご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。これより、議案第 46 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について採決を行います。

本件を原案どおり承認することにご異議がない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 46 号 農用地利用配分計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定を致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。(終了 20:49)